

私は、この議案第 10 号野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、反対する立場で討論いたします。

この議案では、保険料につきまして、千葉県が示す標準保険料率との乖離を縮小することを目的として保険料率を改定するとともに、国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金に関する規定等を整備しようとするものであります。

議案の中身は、基礎賦課額の保険料率について所得割で 0.23%の引上げ、基礎賦課限度額について 1 万円の引上げとなっております。さらに、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率や被保険者均等割額の引上げ及び介護納付金賦課額の保険料率、被保険者均等割額の引上げが予定されております。

また、子ども・子育て支援納付金が賦課されるわけで、市として急激な引上げとならないよう配慮するとされているが、市民の負担が増えることは目に見えております。

そもそも、国の進める国民健康保険料の完全統一化、標準保険料率は、国民健康保険料率を独自に軽減する市町村の努力を敵視し、都道府県内で統一することで大幅な値上げに誘導する仕組みとなっております。

国民健康保険の保険料は今でも、同じ年収の会社員が支払う健康保険料と比べ 2 倍も高いのが実態であります。国民健康保険加入者の高齢化、貧困化が進む中、現政権が国庫負担の削減、抑制を続けてきたためであります。国民健康保険料をさらに値上げすれば、物価高騰で厳しい暮らしにさらに追い打ちをかけることとなります。今の仕組みでは、国民健康保険料は青天井で引き上がっていくことを示しています。

市政一般報告では、令和 8 年度は一般会計から約 3 億 570 万円の法定外繰入を実施した上で、この値上げ幅に抑えたとありますが、自治体としての財政の中で不用額として計上された部分の活用を含めて再検討すべきではないかと考えております。

国民健康保険加入者の負担を軽減するためには、公費による負担を増やすことによって、国民健康保険の構造問題を解決する以外にないと考えます。

よって日本共産党は、国民健康保険の保険料引上げに反対の立場から、議案第 10 号に反対いたします。